

事務連絡

平成21年5月11日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて

今般、新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付いたします。

(別添)

(問1) 新型インフルエンザ患者を第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院させた場合、A210の2二類感染症患者入院診療加算を算定できるか。

(答) 第二種感染症指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として位置づけられており、A210の2二類感染症患者入院診療加算は、こうした患者を入院させた場合を評価した点数であることから、新型インフルエンザ患者を入院させた場合でも当該点数は算定できる。ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。

(問2) 新型インフルエンザ患者を個室に入院させた場合には、A220-2二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるか。

(答) 問1と同様に、算定できる。ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。なお、A210の2二類感染症患者入院診療加算との併算定も、要件を満たせば可である。

(問3) 新型インフルエンザの疑いのある患者を個室に入院させた場合に、A220-2の二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるか。

(答) A210の2二類感染症患者入院診療加算と同様、疑似症患者であっても算定できる。